Höegh Autoliners（ホーグオートライナーズ）貨物損害賠償手続き

Höegh Autoliners（ホーグオートライナーズ）の受託期間中に貨物に損害が発生した場合、当社はお客様のご不便を最小限に抑えるよう最善を尽くします。参照用として本ガイドをご活用ください。

貨物の損傷や紛失が確認された際の対応

1. **ご加入の貨物保険会社へ速やかにご連絡ください**

2. **当社の予約窓口または現地代理店へ連絡してください。**損傷や紛失が判明した場所の予約窓口、または Höegh Autoliners（ホーグオートライナーズ）の代理店へご連絡ください。船荷証券（Bill of Lading）の規定に基づき、最初の通知は貨物受取時に直ちに行うか、外観から判別できない損害の場合は引き渡し日から 3 日以内に、必ず書面で提出いただく必要があります。

円滑な確認のため、通知の際は以下の詳細を添えてください。

i) 船荷証券（B/L）番号
ii) 車台番号（VIN）またはシリアル番号（該当する場合）
iii) 貨物の損傷状況に関する簡潔な説明

3. **必要に応じてサーベイヤー（鑑定人）を手配してください。**貨物をターミナルから搬出する前に、貨物の状態に関する所見が文書化されていることを確認してください。当社の担当部署が立ち会う共同検船（ジョイント・サーベイ）のアレンジも可能です。これは貨物が港湾施設内にあるうちに行うのが望ましいため、必要に応じて現地代理店と調整を行ってください。

4. **損失の軽減に努めてください。**損害を最小限に抑えるため、貨物とその価値を保護する合理的な措置を講じてください。ターミナルからの搬出が合理的な判断となる状況においては、貨物の保管料が発生し続けないようご留意ください。

Höegh Autoliners（ホーグオートライナーズ）への損害賠償請求方法

貨物保険を付保されていない場合は、所定の「クレーム・フォーム」に必要事項を記入し、以下の書類を添えて正式な損害賠償請求を行ってください。

i) 船荷証券（B/L）または海上運送状（Sea Waybill）のコピー ※表面と裏面の両方が必要です。
ii) 修理費用の詳細請求書、または項目別の修理見積書。
iii) 商業送り状（Commercial Invoice）およびパッキングリストのコピ。
iv) 積込港のステベドアまたはターミナル発行の受取証（Dock Receipt 等） ※船積み前の貨物状態が記載され、署名があるもの。
v) 揚地港のステベドアまたはターミナル発行の引渡記録・受領証（署名入）。
vi) 検査報告書（Survey Report） ※検査を実施した場合
vii) 写真、または損傷・紛失の程度を証明するその他の証拠資料
viii) その他、該当する裏付け書類

当社の貨物損害賠償担当部署（Cargo Claims Team）は、世界各地のクレーム対応を一括して行っております。上記の書類を、以下のメールアドレスまたは郵送にてお送りください。

E-mail: cargoclaims@hoegh.com
Address: Höegh Autoliners ROHQ
Att: Cargo Claims Department 7th Floor V-Corporate Centre 125 L.P. Leviste St., Salcedo Village, Makati City 1227, The Philippines

Main phone: +63 28774377

ご注意 すべての損害賠償請求および通知は、船荷証券（B/L）、海上運送状、または適用される法律で定められた期間内に提出いただく必要があります。期限を過ぎますと受理できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

担当部署による対応プロセス

1. 受領確認の通知：請求書類一式を受領した旨を、速やかにお客様へ通知します。

2. 調査の実施：必要に応じてサーベイヤー（鑑定人）を任命し、損傷や紛失の原因について詳細な調査を行います。
3. 書類の精査：提出された証拠書類を分析します。必要に応じて、追加書類の提出や内容の明確化をお願いする場合があります。
4. 責任範囲の評価：船荷証券（B/L）の諸規定に基づき、請求の正当性および Höegh Autoliners （ホーグオートライナーズ）の責任範囲を評価します。なお、国際条約により運送人の責任は制限されており、賠償額には一定の限度額が設定されています。
5. 調査結果の報告と最終回答： 損傷・紛失の原因に関する調査結果を報告します。その内容に基づき、合意に向けた解決案の提示、または請求の却下を判断し、適切にご回答いたします。

Date（日付）:

LOSS/DAMAGE CLAIM FORM （貨物損害賠償請求書）

Claimant Details（請求者詳細）:
Company Name（社名）: _____
Email Address（メールアドレス）: _____
Contact Person（担当者名）: _____
Phone No.（電話番号）: _____

Shipment Details: Bill of Lading No.（船荷証券番号）: _____ ___
Vessel/Voyage（本船名/航次）: _____
Time/ Date of Loss（事故発生日時）: _____

Detailed Claim Description （損害内容の詳細）

VIN/Chassis/Serial No.（車台番号/シャーシ/シリアル番号）	Vehicle Part （損傷箇所）	Damage Type （損傷の種類）	Claim Amount （請求金額）
Total Claim Amount (kindly indicate the currency) 合計請求金額（必ず通貨を明記してください）			

本請求にあたり、以下の書類をあわせてご提出ください

	Höegh Autoliners AS またはその公認代理店が発行した船荷証券（B/L）または海上運送状（Sea Waybill）のコピー
	発生した修理費用・経費の詳細請求書、または項目別の修理見積書
	揚地港のステベドアまたはターミナルが発行した引渡記録・受領証（署名入）
	積込港のステベドアまたはターミナルが発行した受取証（Dock Receipt 等）または引渡記録 ※船積み前の貨物状態が記載され、署名があるもの
	商業送り状（Commercial Invoice）およびパッキングリストのコピー
	正当に署名された代位弁済解除証書（Subrogation Release Form）または委任状 ※船荷証券に記載された荷受人（コンサイニー）以外の方が、荷受人に代わって請求を行う場合に必要です
	検査報告書（Survey Report） ※検査を実施した場合。
	損傷・紛失の程度を証明する写真原本、またはその他の証拠資料（入手可能な場合）

Additional Information: （追加情報：）

_____

免責事項および権利の留保 ―本手続きは、適用される傭船契約、船荷証券、法令および／または法規則に基づき、Höegh Autoliners （ホーグオートライナーズ）が行使し得るすべての権利、救済手段、および防御手段を損なうものではなく、それらの一切を留保した上で行われるものです。また、これらはいかなる場合も放棄されたものとはみなされません。